

議 案 第 6 号

松戸市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年6月11日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

自転車駐車場の一部に機械式駐輪設備を設置し、当該施設において短時間無料制度を導入することにより、買い物等のために自転車駐車場を利用する市民の利便性を向上させるため。

松戸市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

松戸市自転車駐車場条例（平成8年松戸市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条の2に次の1号を加える。

(4) 自転車等 自転車、原動機付自転車及び普通自動二輪車をいう。

第3条の見出しを「(対象車両)」に改め、同条中「自転車等」を「車両」に改める。

第6条第1項中「別表」を「別表第1」に、「ついては」を「あつては、機械装置により自転車等を駐車させる構造の駐車場(以下「機械式駐車場」という。)を使用する場合を除き」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第2」に改める。

別表を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

駐車場使用料

区分			最寄りの駅からの距離が200メートル以内の駐車場		最寄りの駅からの距離が200メートルを超える駐車場	
			屋根あり	屋根なし	屋根あり	屋根なし
定期使用 (月額)	自転車	一般	1,540円	1,020円	1,230円	820円
		高校生以下	1,020円	720円	820円	510円
	原動機付自転車及び普通自動二輪車	2,260円	1,740円	1,850円	1,440円	
一時使用	自転車	(1) 機械式駐車場以外の駐車場 1日1回につき100円 (2) 機械式駐車場 24時間までごとに100円。ただし、駐車後2時間まで無料				
	原動機付自転車及び普通自動二輪車	(1) 機械式駐車場以外の駐車場 1日1回につき150円 (2) 機械式駐車場 24時間までごとに150円。ただし、駐車後2時間まで無料				

備考 1回の駐車が2日以上にわたるときの機械式駐車場以外の駐車場における一時使用の使用料の額は、駐車した日から出場した日までの日をそれぞれ1日として計算する。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第6条関係）

区分	料金	枚数
自転車	1,000円	100円券11枚
原動機付自転車及び普通自動二輪車	1,500円	150円券11枚

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、第2条の2に1号を加える改正規定及び第3条の改正規定は、公布の日から施行する。